

別表六(二十三)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名				
事業種目	1				
種類	2				
設備の種類又は区分	3				
細目	4				
取得年月日	5	・	・	・	・
指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・

別表六(二十三) 令六・四・一以後終了事業年度分

「17」欄

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00603」
- ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

法人税額の特別控除額の計算					
取得価額の合計額 (9)の合計	10	円	前期繰越税額基準額 (14) - (15) - (別表六(十五)「19」)	18	円
同上のうち特定中小企業者等に係る額	11		繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19	
税額控除限度額 $\frac{((10)-(11)) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{10}{100}}$	12		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額	20	
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑮」)	21	
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100} - (別表六(十五)「14」)$	14		当期繰越税額控除額 (20) - (21)	22	
当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15		法人税額の特別控除額 (17) + (22)	23	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑮」)	16				
当期税額控除額 (15) - (16)	17				

翌期繰越税額控除限度超過額の計算			
事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (24) - (25)
	24	25	26
・	円	円	
・			
・			

「22」欄

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第3項」
- ② 「区分番号」欄：「00604」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額